

笠置町運動公園使用における連絡事項について

以下のことについて連絡しますので、その内容を遵守してください。

【使用について】

1. 笠置町運動公園（以下運動公園）の使用については、その団体に対し許可を出しているため、許可団体を含まない使用は認められないこと（許可をしていない団体のみ使用はできません）。
2. 許可団体間で許可日を勝手に交換しないこと。交換する場合は、町並びに他団体の誤解を生じることの無いよう、必ず笠置町役場に連絡をすること（TEL：0743-95-2301）。このとき、開庁日であれば総務財政課 運動公園担当者に、閉庁日には日直・宿直者へ連絡するものとします。
3. 使用時間は、1日使用の場合、午前8時半から午後5時となっていますが、午後5時には使用団体は使用・片付け等を終了し、鍵開閉作業員に運動公園を明け渡すこと。
4. 「ある団体がいつ運動公園を使用するか」「この日はどの団体が使用するか」といった内容の問い合わせには一切答えることができないこと。

【使用料の還付について】

1. 使用をしないこととなった場合は、必ず笠置町役場に取り消しの連絡をすること。その場合、使用日の3日前であれば全額使用料を還付します（例えば、日曜日に使用する場合、木曜日までに連絡いただいた場合、使用料全額還付）。
2. 1によらず、雨天により使用しなくなった場合は、1日使用の場合、使用日当日の午前8時までに笠置町役場に使用しない旨の連絡をいただければ、全額使用料を還付します。また、1日使用であって、使用中に天候が悪化した場合、正午までに笠置町役場へ使用しない旨の連絡をいただければ、半日分の使用料を還付します。半日使用の場合は上記に準じて還付します。
3. 笠置町区域が警報もしくは特別警報となった気象状況においては、運動公園の使用を停止することとし、その発令時間に応じて使用料を還付します。
使用者の安全を確保するため、気象情報には十分気をつけること。